

平成31年2月臨時

中標津町教育委員会議事録

※非公開に係る議案を除く

平成31年2月臨時中標津町教育委員会

- 1 日 時 平成31年2月12日（火）9時00分～11時00分
- 2 場 所 中標津町役場庁議室
- 3 出席者

教 育 長	山 田 康 司
委 員	義 盛 幸 規
委 員	南 むつ子
委 員	助 口 明
教育部長	木 村 実
教育指導監	荒 井 道 夫
管理課長	石 垣 敏
総務係長	表 健 一
学校教育課長	本 間 義 昭
指導室長	柴 田 達 也
生涯学習課長	山 宮 克 彦
学校給食センター長	山 根 亮 一
農業高校事務長	加 藤 孝 志
書 記	林 喜美子
- 4 欠席者

委 員	青 山 幸 子
-----	---------
- 5 傍聴者 なし
- 6 議 題

議案第3号	平成30年度教育委員会所管一般会計補正予算について
議案第4号	平成31年度教育委員会所管一般会計当初予算について
議案第5号	中標津町教育委員会管下学校施設の使用条例の一部を改正する条例制定について
議案第6号	中標津町公園条例の一部を改正する条例制定について
議案第7号	中標津町総合文化会館条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 8 号 中標津町総合文化会館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第 9 号 中標津町交流センター設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10 号 中標津町生涯学習研究所条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11 号 中標津町営体育施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 12 号 北海道中標津農業高等学校教育職員の昇給及び勤勉手当に係る取扱要綱の一部を改正する要綱制定について
- 議案第 13 号 スポーツ文化遠征費補助金交付要綱の一部を改正する要綱制定について
- 議案第 14 号 中標津町部活動の在り方に関する方針について
- 議案第 15 号 平成 31 年度教育行政方針について
- 報告第 3 号 3 月定例会教育行政報告について

【開 会】

○山田教育長

それでは、皆さん改めまして、おはようございます。ただいまから2月の臨時教育委員会を開催致します。青山委員が所用のため欠席ですが、過半数の委員の出席がありますので、会議は成立します。

本日の署名委員は、助口委員と南委員です。よろしくお願い致します。

本日の議案第3号から第11号は、町長への意見の申出に関する事項です。中標津町教育委員会会議規則第10条第1項第5号の規定により、公開しないことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」という発言あり)

○山田教育長

それでは、議事に入ります。議事がたくさんあるので確認致しません。早速中身に入ります。

【議 事】

- ◎議案第 3 号 平成 3 0 年度教育委員会所管一般会計補正予算について
- ◎議案第 4 号 平成 3 1 年度教育委員会所管一般会計当初予算について
- ◎議案第 5 号 中標津町教育委員会管下学校施設の使用条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第 6 号 中標津町公園条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第 7 号 中標津町総合文化会館条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第 8 号 中標津町総合文化会館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- ◎議案第 9 号 中標津交流センター設置条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第 10 号 中標津町生涯学習研究所条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第 11 号 中標津町営体育施設設置条例の一部を改正する条例制定について

非公開

◎議案第 12 号 北海道中標津農業高等学校教育職員の昇給及び勤勉手当に係る取扱要綱の一部を改正する要綱制定について

○山田教育長

続きまして、議案第 12 号お願いします。

○管理課長

議案第 12 号北海道中標津農業高等学校教育職員の昇給及び勤勉手当に係る取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について、ご説明させていただきます。

今回の要綱改正につきましては、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、平成 30 年北海道条例第 67 号の施行に伴い、北海道中標津農業高等学校教育職員の勤勉手当に係る成績率について改正するものでございます。77 ページの新旧対照表をお開きください。

1 号の成績区分、特に優秀 A から良好 C までの成績率をそれぞれ、99.5 以上、91.5 以上、83.5 から 107、99、91 に改め、2 号の成績区分、良好でない D の成績率を懲戒の度合い等に応じた成績率をそれぞれ改めるものでございます。

また、同じように 79 ページになりますが、再任用職員についても、同様に成績率を改めるものでございます。

この規則につきましては、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用するものでございます。説明は、以上でございます。

○山田教育長

議案第 12 号について説明がございました。ご質問ご意見等ございますか。

(「ありません」と発言する者あり)

○山田教育長

それでは、議案第 12 号については可決されました。

**◎議案第 13 号 スポーツ文化遠征日補助金交付要綱の一部を改正する要綱
制定について**

○山田教育長

続きますして、議案第 13 号お願いします。

○生涯学習課長

議案第 13 号スポーツ文化遠征費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてです。83 ページの新旧対照表をご覧ください。

改正部分につきましては第 7 条と第 8 条の 2 ヶ所でございます。前回の教育委員会でご説明したとおり、改正内容は、第 7 条で交通費を 4 分の 3 の補助から 2 分の 1 に引き下げ、また、第 8 条においては、少年団への補助回数を 2 回から 1 回に減らすものでございます。以上で説明を終わります。

○山田教育長

議案第 13 号について説明がありました。ご意見ご質問等ありましたら、お願いします。

(「ありません」と発言する者あり)

○山田教育長

よろしいですか。それでは、議案第 13 号については可決されました。

◎議案第 14 号 中標津町部活動の在り方に関する方針について

○山田教育長

続きまして、議案第 14 号お願いします。

○指導室長

中標津町部活動の在り方に関する方針についてです。別紙をご覧ください。

まず、策定の趣旨としましては、大きく 2 点、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮すること、それから、教師が部活動指導に過度の負担を感じることなくすることということで策定しております。

国、道の動向としましては、平成 30 年 3 月スポーツ庁で、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン策定しております。それを踏まえて平成 31 年 1 月に、北海道教育委員会で北海道の部活動のあり方に関する方針を策定しております。それを受けて、今回、中標津町部活動の在り方に関する方針を策定するということになりました。

方針の内容としましては、1 ページに適切な運営のための体制整備ということで書いてあります。2 ページから 3 ページにかけて合理的でかつ効率的、効果的な活動の推進のための取り組みとして記載しております。

3 ページからですが、部活動の適切な休養日の設定ということで、教員の働き方改革に関わってもきますけれども、休業日につきましては、基本平日 1 日、土曜日または日曜日に 1 日で週 2 日の休日を設けること。

それから、学校閉庁日及び年末年始も休養日とすること。活動時間については平日は 2 時間程度、休日は 3 時間程度とすることというように設定しております。

4 ページをご覧ください。中ほどに地域の特性による特例としまして、1 つ項目を設けております。特に北海道におきましては、冬場積雪のために屋外での活動が制限される部活動があるという事で、特例としまして、休業日は年間で 104 日以上とすること。

それから、活動時間につきましては、平日 3 時間程度、休業日は 4 時間程度として、1 週間の活動時間は 16 時間程度と設定した上で、年間の平均活動時間で、平日が 2 時間、休業日が 3 時間となるように実施することということで、特例を設けています。

それから、3 番の高等学校段階における休養日、および活動時間の弾力的な設定としまして、高等学校においては、発達段階や部活動と密接に係る分野への進路希望の点にも考慮して、弾力的な設定が可能となっています。これは北海道教育委員会で定めたものを町でも採用するという事です。この

弾力的な運用としましては、休業日は年間 75 日以上、活動時間は 1 週間で長くても 16 時間程度と設定しております。

4 ページから 5 ページにかけては、生徒のニーズをふまえた環境の整備ということです。5 ページには、学校単位で参加する大会等の見直し、6 ページには、部活動指導の充実に向けてということで、留意事項 6 点を記載しております。以上です。

○山田教育長

議案第 14 号について説明がありました。何かご質問ご意見等ございますか。

○義盛委員

質問なんですけれども、6 ページの 6 番の障がいを持たれる方の部活動について、そこら辺は活発になされている傾向あるんですけれども、町においてはどうなのでしょう。何か現状とか分かりますでしょうか。部活動とか関わるようなものってあるのでしょうか。

○指導室長

中学校に特別支援学級がありますけれども、その子達も積極的に部活動に参加しているという状況です。今のところは。

○義盛委員

そこら辺も特に不便なく活動されている現状はあるわけですね。それなら結構です。ありがとうございます。

○山田教育長

よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○山田教育長

それでは、議案第 14 号については可決されました。

◎議案第 15 号 平成 31 年度教育行政方針について

○山田教育長

続きまして、議案第 15 号お願いします。

○管理課長

議案第 15 号平成 31 年度教育行政方針についてでございます。

別冊の教育行政方針になりますけれども、この教育行政方針については、町議会 3 月定例会において、教育長が読み上げるものでございまして、本年度は、従来の施策の箇条書きから口述調に変更し、目次にありますように、大きく 4 点に分け、平成 31 年度の教育行政について述べています。

はじめに 1 ページとしまして、教育の役割等について述べています。2 ページからは、学校教育の充実として、(1) 豊かな心と健やかな体の育成、4 ページからは、(2) 社会で生きる確かな学力の育成、5 ページからは、(3) 信頼される学校づくりの推進、7 ページからは、(4) 教育環境の充実、8 ページからは、(5) 中標津農業高等学校の教育の充実について述べ、9 ページからは、社会教育の充実として、(1) 学べる環境の整備と活動の推進、10 ページからは、(2) 青少年の豊かな人間性と生きる力を育む体験活動の推進、11 ページからは、(3) 健康づくりと地域に根ざしたスポーツ活動の推進、12 ページからは、(4) 歴史と風土に根ざした地域文化活動の推進、13 ページからは、(5) 社会教育諸団体への支援の充実について述べ、最後に、14 ページからのむすびとして、昨年度から引き続き、中標津町の幼稚園・学校の合言葉をすべての教職員・園児・児童・生徒が常に心がけ、しっかりと身に付けることが、望ましい学校づくりへの第一歩だと考え、実践していく決意を述べています。

平成 31 年度教育行政方針の概要については、以上でございます。

○山田教育長

議案第 15 号について説明がありましたが、ご質問ご意見等はございますか。

(「結構でございます」と発言する者あり)

○山田教育長

よろしいですか。それでは、議案第 15 号については可決されました。

◎報告第3号 3月定例会教育行政報告について

○山田教育長

続いて、報告事項に入ります。報告第3号お願いします。

○管理課長

報告第3号3月定例会教育行政報告についてでございます。

別冊になります。今回の行政報告につきましては、2点ございまして、1点目が各種大会等の出場結果についてでございます。小中学生の結果と農業高校の関係分を記載してございます。

2つ目といたしまして、各章受賞についてということで、農業高校が受賞したものについて述べる予定となっております。教育行政報告については以上でございます。

○山田教育長

報告第3号について説明がありましたが、何かご意見等ございますか。

(「ありません」と発言する者あり)

○山田教育長

よろしいですか。それでは、報告第3号については承認されました。
以上で議事を終了します。